

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-185257

(P2005-185257A)

(43) 公開日 平成17年7月14日(2005.7.14)

(51) Int. Cl.<sup>7</sup>  
A01K 85/00F 1  
A O 1 K 85/00テーマコード(参考)  
2 B 1 0 7

審査請求 未請求 請求項の数 2 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号 特願2003-434503 (P2003-434503)  
(22) 出願日 平成15年12月26日 (2003.12.26)(71) 出願人 398010494  
有限会社エバークリーンインターナショナル  
大阪府大阪市西区西本町1丁目8番8号  
(74) 代理人 110000040  
特許業務法人池内・佐藤アンドパートナーズ  
(72) 発明者 藤木 淳  
滋賀県大津市松陽2-1-1  
Fターム(参考) 2B107 BA42 BA70

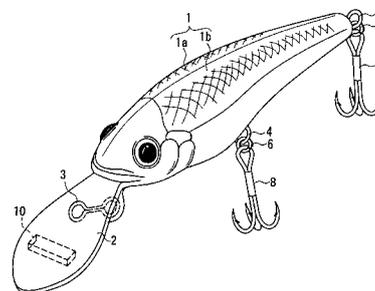
(54) 【発明の名称】 ルアー

## (57) 【要約】

【課題】 リップに取り付けられたウェイトによる乱流の発生を抑制し、且つ、ウェイトがリップから外れ難い構造を備えたルアーを提供することにある。

【解決手段】 リップ2が設けられたルアー本体1によってルアーを構成する。リップ2にはウェイト10を取り付ける。ウェイト10は、リップ2の表面から突出しないように配置する。

【選択図】 図1



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

リップが設けられたルアーであって、前記リップにはウェイトが設けられており、前記ウェイトは、前記リップの表面から突出しないように配置されていることを特徴とするルアー。

## 【請求項 2】

前記ウェイトが、前記リップの内部に配置されている請求項 1 記載のルアー。

## 【発明の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

本発明は、ルアーフィッシングに用いられるルアーに関し、特に、リップ付きのルアーに関する。

## 【背景技術】

## 【0002】

近年、木製やプラスチック製のルアー（疑似餌）を用いたルアーフィッシングが盛んに行われている。ルアーフィッシングでは、対象魚の種類等に応じて種々のルアーが使用されている。例えば、ブラックバス等の小魚を餌とする肉食魚が対象魚の場合は、小魚に似せたルアーが使用されることがある。

## 【0003】

図 4 は、従来から使用されているルアーの一例を示す側面図である。図 4 に示すルアーを構成するルアー本体 21 は小魚に似せた形状を有している。ルアー本体 21 における魚の顎に相当する部分にはリップ 22 が設けられている。また、リップ 22 には、釣糸（図示せず）を結びつけるためのラインアイ 23 が取り付けられている。リップ 22 は、リトリープの際に水から抵抗を受けるため、この抵抗を利用してルアーを潜行させることができる。

## 【0004】

ルアー本体 21 における魚の腹に相当する部分と尻尾に相当する部分とは、フック 28 又は 29 を連結するためのフックハンガ 24 及び 25 が取り付けられている。図 4 の例では、フック 28 及び 29 は、それぞれスプリットリング 26 又は 27 を介してフックハンガ 24 又は 25 に連結されている。なお、フック 28 及び 29 は、スプリットリング 26 又は 27 を介さないで、フックハンガ 24 又は 25 に取り付けることもできる。

## 【0005】

また、ルアー本体 21 は右側ボディと左側ボディとを接合して構成したものであって、内部は中空構造となっている。ルアー本体 21 における魚の胴体に相当する部分の内部には、複数のウェイト（図示せず）が配置されている。複数のウェイトのうち全部又は一部は、ルアー本体 21 の内部に設けられたレール（図示せず）に沿ってルアーの前後方向に移動可能となっている。

## 【0006】

このため、移動可能なウェイトは、キャスト時においては後側に移動してルアーの飛距離を伸ばすという役目を果たし、ルアーが水中に入ると前側に移動して、固定されたウェイトと共に、ルアーの姿勢を適正なものとするランサーとしての役目を果たす。

## 【0007】

また、ウェイトが移動することによって、ラトル音が発生するように構成されたルアーもある。なお、本明細書においてルアーの前方向とは、リトリープの際にルアーが進行する方向をいう。

## 【0008】

更に、図 4 に示すルアーにおいては、下記の非特許文献 1 にも開示されているように、リップ 22 にもウェイト 30 が取り付けられている。ウェイト 30 は、図 4 に示すように、その一部がリップ 22 から露出し、残りの部分がリップ 22 に埋め込まれた状態で取り付けられている。

10

20

30

40

50

## 【0009】

このようなウェイト30をリップ22に取り付けた場合は、ロッド操作によって、ルアーに、いわゆる「ジャーク」や「トゥイッチ」といったアクションが与えられた時に、ルアーの姿勢を素早く安定化させることができる。

## 【0010】

具体的に説明すると、水中のルアーにジャークやトゥイッチが与えられていない場合は、移動可能なウェイトはランサーとして機能する位置にあり、ルアーは安定した状態にある。この状態で、ルアーにジャークやトゥイッチが与えられると、移動可能なウェイトはルアーの後側に移動する。この後、移動可能なウェイトはそれがランサーとして機能する元の位置に戻るが、後側への移動を開始してから元の位置に戻るまでの間、ルアーの姿勢は不安定となる。このとき、リップ22にウェイト30が取り付けられていると、ルアーは前傾姿勢をとり易いため、取り付けられていない場合に比べて、素早くルアーの姿勢を安定化させることができる。

10

## 【0011】

また、ウェイト30をリップ22に取り付けた場合は、ルアーに起き上がりコボシ的な動作、いわゆる「ローリングアクション」を起こさせることができる。更に、ウェイト30をリップ22の先端よりに取り付けることで、水底にルアーが接触した場合に、ラインやロッドを介して釣人に水底の感触を明確に伝達することもできる。

【非特許文献1】「月刊ロッド&リール」株式会社地球丸、2003年5月1日、第7巻第7号通巻95号、p.37

20

## 【発明の開示】

## 【発明が解決しようとする課題】

## 【0012】

しかしながら、上記図4に示すルアーにおいては、リップ22に取り付けられたウェイト30の一部分はリップ22の外に露出している。また、露出したウェイト30の一部分はリップ22の表面から突出している。

## 【0013】

このため、突出したウェイト30の一部分が水中においてその周囲に乱流を生じさせ、この結果、ルアーのアクションに悪影響を及ぼすという問題がある。つまり、突出したウェイト30によって生じた余計な水流は、ルアー製作者の意図しているルアーアクションの障害となる。

30

## 【0014】

また、このような突出したウェイト30の一部分は水底や水中の障害物に接触し易く、これによりウェイト30はリップ22から外れ易いという問題もある。

## 【0015】

本発明の目的は、上記問題を解消し、リップに取り付けられたウェイトによる乱流の発生を抑制し、且つ、ウェイトがリップから外れ難い構造を備えたルアーを提供することにある。

## 【課題を解決するための手段】

## 【0016】

上記目的を達成するために本発明にかかるルアーは、リップが設けられたルアーであって、前記リップにはウェイトが設けられており、ウェイトは、リップの表面から突出しないように配置されていることを特徴とする。

40

## 【発明の効果】

## 【0017】

以上の特徴により、本発明にかかるルアーによれば、リップに取り付けられたウェイトによる乱流は生じにくいいため、乱流によるルアーのアクションへの悪影響は抑制される。また、水底や水中の障害物との接触によって、ウェイトがリップから外れてしまうことも抑制できる。

## 【0018】

50

また、上記本発明にかかるルアーにおいて、ウェイトをリップの内部に配置しておけば、ウェイトはリップの外部に露出しないため、上記の効果は更に発揮される。

【発明を実施するための最良の形態】

【0019】

以下、本発明の実施の形態にかかるルアーについて、図1～図3を参照しながら説明する。図1は、本発明の実施の形態にかかるルアーを示す斜視図である。図2は、本発明の実施の形態にかかるルアーを示す側面図である。図3は、本発明の実施の形態にかかるルアーを示す断面図である。

【0020】

図1～図3に示すように、本実施の形態にかかるルアーは、小魚に似せた形状を備えたルアー本体1を有している。ルアー本体1における魚の顎に相当する部分には、リップ2が設けられている。また、図1及び図3に示すように、ルアー本体1は、右側ボディ1aと左側ボディ1bとを接合して構成されており、内部は中空構造となっている。図3においては、右側ボディ1aのみが示されている。

10

【0021】

図3に示すように、ルアー本体1における魚の胴体に相当する部分の内部には、ルアー本体1に固定部材15によって固定された固定ウェイト11及び12と、ルアー本体1の内部を前後方向に移動可能な移動ウェイト13とが収納されている。

【0022】

移動ウェイト13は、キャストの際には、レール14a及び14bに沿って、ルアー本体1の後側へと移動する。更に、ルアーが水中に入り、リトリーブが開始されると、リップにかかる水の抵抗により、ルアーは潜行しようと前傾姿勢になるため、ウェイト13はレール14a及び14bに沿って前側へと移動する。なお、本実施の形態においては、固定部材15とレール14a及び14bとはルアー本体1と一体的に形成されているが、本発明はこの例に限定されるものではない。

20

【0023】

また、図1～図3に示すように、リップ2には、金属製のウェイト10が取り付けられている。このため、ルアーにジャークやトゥイッチが与えられることによりウェイト13が移動してルアーの姿勢が不安定になっても、ルアーの姿勢は素早く安定化する。また、水底の感触をラインやロッドを介して釣人に明確に伝達でき、ルアーにローリングアクションを起こさせることもできる。

30

【0024】

更に、本実施の形態にかかるルアーにおいては、ウェイト10はリップ2の内部に配置されており、リップ2の外部に突出及び露出しないようになっている。このため、リップ2に取り付けられたウェイト10による乱流の発生が抑制されており、結果、ルアーのアクションに悪影響が及ぶことが抑制される。また、ウェイト10が水中の障害物に直接接触しないため、リップから外れることはない。

【0025】

なお、図1～図3の例では、ウェイト10の取り付けは、上述のように右側ボディ1aと左側ボディ1bとによる挟み込みによって行っているが、本発明はこれに限定されるものではない。本発明においては、ウェイトの取り付けは接着剤によって行うこともできる。

40

【0026】

また、本発明において、ウェイト10はリップ2の内部に取り付けられた態様に限定されるものではない。本発明においては、ウェイト10は、リップの表面から突出しないように配置されていれば良い。例えば、ウェイト10の一部がリップ2から露出している場合であっても、露出した部分がリップ2の表面と連続した面を形成し、ウェイトの露出した部分によって水流が乱されないようになっていれば良い。

【0027】

この場合、ウェイト10のリップ2への取り付けは、右側ボディ1a及び左側ボディ1

50

b それぞれのリップ 2 となる部分に、ウェイト 10 の取り付けのための凹部を設けておき、この凹部にウェイト 10 を嵌め込むことによって、又は接着剤によって接着することによって行うことができる。また、この場合にウェイト 10 が水中の障害物に接触しても、ウェイト 10 はリップ 2 から突出していないため、リップから外れ難くなっている。

【0028】

また、本発明において、リップ 2 に取り付けるウェイト 10 の形状、大きさ、質量及び位置は特に限定されるものではなく、ルアー全体の大きさ、用途、対象魚、使用されるエリア等を考慮して設定される。更に、ウェイト 10 の形成材料は金属に限られず、他の材料であっても良い。

【0029】

また、図 1 ~ 図 3 に示すように、ルアー本体 1 の魚の腹に相当する部分と尻尾に相当する部分とは、フックハンガ 4 及び 5 がそれぞれ取り付けられている。フックハンガ 4 及び 5 は、図 3 に示すように、線材をひょうたん状（8 の字状）に折り曲げて形成されており、右側ボディ 1 a と左側ボディ 1 b とによって挟み込まれて固定されている。更に、フックハンガ 4 には、スプリットリング 6 を介してフック 8 が連結されており、フックハンガ 5 には、スプリットリング 7 を介してフック 9 が連結されている。

10

【0030】

なお、図 1 ~ 図 3 の例に示すフック 8 及び 9 は、一般にトリプルフックと呼ばれるものであるが、本発明はこれに限定されるものではない。本発明においては、フック 8 及び 9 は、ダブルフックと呼ばれるものであっても良い。また、フック 8 及び 9 は、スプリット

20

【0031】

更に、図 1 ~ 図 3 に示すように、リップ 2 には、釣糸（図示せず）を結びつけるためのラインアイ 3 が取り付けられている。ラインアイ 3 も、フックハンガ 4 及び 5 と同様に、線材をひょうたん状（8 の字状）に折り曲げて形成されており、右側ボディ 1 a と左側ボディ 1 b とで挟み込まれて固定されている。

【産業上の利用可能性】

【0032】

以上のように本発明にかかるルアーによれば、リップのウェイトに起因するルアーのアクションへの悪影響が抑制できるため、ルアー製作者が意図している効果的なルアーアクションを対象魚にアピールすることができる。よって、ヒット数の向上が期待できる。また、リップに取り付けられたウェイトはリップから外れ難くなっている。

30

【図面の簡単な説明】

【0033】

【図 1】図 1 は、本発明の実施の形態にかかるルアーを示す斜視図である。

【図 2】図 2 は、本発明の実施の形態にかかるルアーを示す側面図である。

【図 3】図 3 は、本発明の実施の形態にかかるルアーを示す断面図である。

【図 4】従来から使用されているルアーの一例を示す側面図である。

【符号の説明】

【0034】

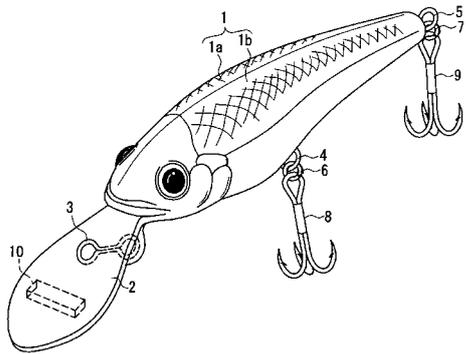
- 1 ルアー本体
- 1 a 右側ボディ
- 1 b 左側ボディ
- 2 リップ
- 3 ラインアイ
- 4、5 フックハンガ
- 6、7 スプリットリング
- 8、9 フック
- 10 ウェイト
- 11、12 固定ウェイト

40

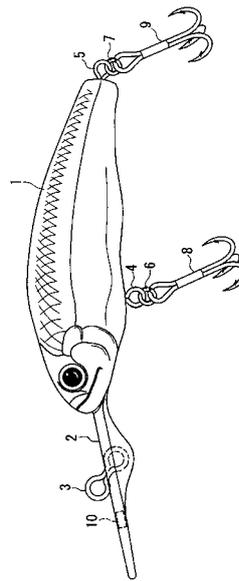
50

- 1 3 移動ウェイト
- 1 4 a、1 4 b レール
- 1 5 固定部材

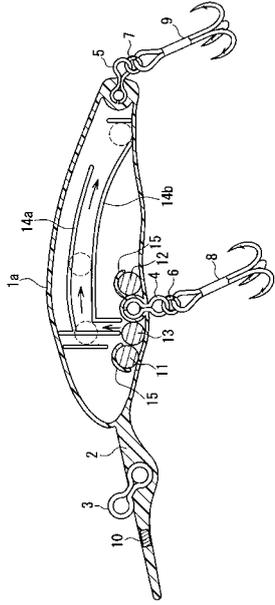
【図 1】



【図 2】



【 図 3 】



【 図 4 】

